

第 11 章

土石の堆積

第 11 章 土石の堆積

1 土石の堆積の立案にあたって

土石の堆積は一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

ここで、一定期間とは、5 年以内であり、すなわち土石の堆積を行うことのできる期間は最大 5 年（許可を受けることのできる期間は、許可の日から最大 5 年）となる。なお、やむを得ず 5 年を超えて、土石の堆積を継続することとなった場合には、許可の日から 5 年を経過する前に、工期の延長の変更許可を受ける必要がある。

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩落防止に資する技術基準を適用することは適當ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないような空地や措置を設ける必要がある。

堆積箇所の選定にあたっては、法令による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周囲への安全性を確保できるよう検討する必要がある。

2 堆積する土地の地盤

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は 10 分の 1 以下とすること。勾配が基準を超える場合は「6 構台等の設置」によること。

また、地表水等による地盤の緩み等が生じるおそれがある場合、地盤改良等の必要な措置を講ずること。

3 地表水の排除

雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、周囲に側溝等の排水施設を設けること。

4 柵等の設置

土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、堆積した土石の周囲に柵等や標識を見やすい箇所に設置し、関係者以外のものの立ち入り禁止の表示を行うこと。ただし、後述「7 鋼矢板等の設置について」または「8 堆積する土石の勾配及び保護について」に定める措置を講じた場合はこの限りでない。

5 空地の確保

堆積した土石の周囲には以下の空地を設けること。空地部分には土石を堆積してはならない。また、土石の堆積を行う部分と空地部分の境界を、木杭等容易に消えない表示方法を用いて現地に明示すること。ただし、後述「7 鋼矢板等の設置について」または「8 堆積する土石の勾配及び保護について」に定める措置を講じた場合は本項の定めは適用しない。

① 堆積する土石の高さが5 m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置

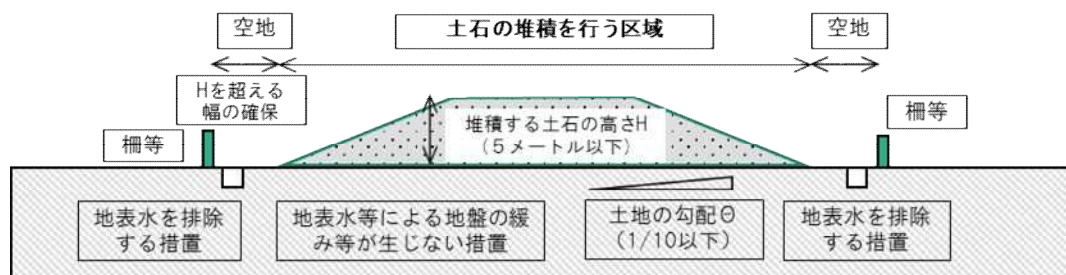


図 11-1 土石の堆積の基準（高さ5メートル以下の場合）

② 堆積する土石の高さが5 mを超える場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

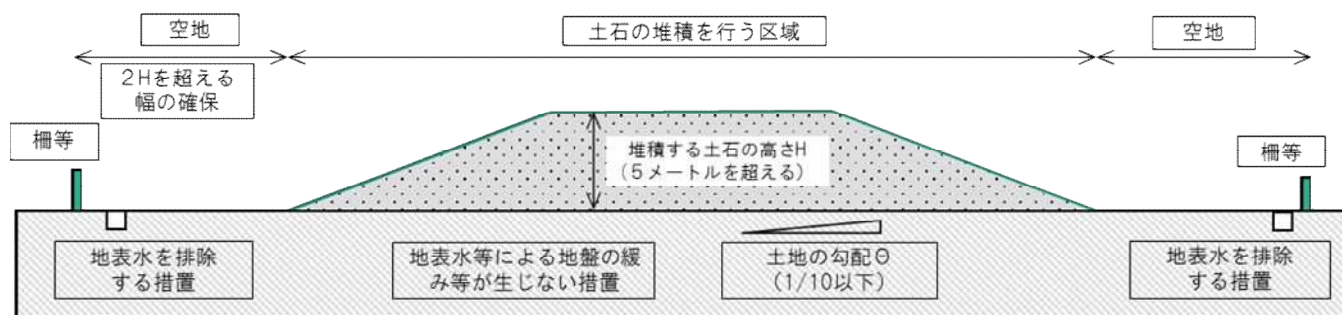


図 11-2 土石の堆積の基準（高さ5メートルを超える場合）

6 構台等の設置

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積部（空地を含む）の勾配を10分の1以下とし、土石の流下を防止するために、構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置すること。

なお、詳細については、「盛土等防災マニュアルの解説」（(株)ぎょうせい）、「乗入れ構台設計・施工指針」（日本建築学会）、「道路土工—仮設構造物工指針」（日本道路協会）を参照すること。

7 鋼矢板等の設置

十分な空地の設置が困難な場合、堆積した土石の崩壊及び流出を防ぐため、当該高さを超える土石の堆積を土留めするもので、鋼矢板や擁壁に類するものを設置すること。また、鋼矢板等は土圧、水圧及び自重によって、損壊、転倒、滑動又は沈下しないこと。

なお、詳細については、「盛土等防災マニュアルの解説」((株)ぎょうせい)、「道路土工一仮設構造物工指針」(日本道路協会)を参照すること。

8 堆積する土石の勾配及び保護

堆積する土石の土質に応じた緩やかな勾配とすること。保護する場合には、防水シート等の経年劣化しにくく堅牢なもので確実に固定し、保護すること。